

佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会

平成 30 年度 事業計画（案）

1. 活動方針

市民が将来に渡って住み慣れた環境で安心した生活を送ることができるよう、医療及び介護・福祉サービス従事者の確保、及び持続可能なサービス提供体制の構築に向けて、医療・介護・福祉及び行政を含めた関係者で協議する。

平成 30 年度の取り組みとして、活動方針及び活動概略を会員間で共有するとともに、目指すべき最終目標の統一を図り、協議・運用体制を確立する。また、作業部会を設置し目標達成に向けた具体的な協議・検討を行う。

なお、今年度は作業部会を中心に協議・検討を進め、定期的に理事会を開催し、作業部会の活動を管理・調整するとともにその報告内容により協議をし、総会の開催により会員への情報提供に努めることとする。

2. 活動内容

(1) 総会の開催

原則として年 2 回（6 月、11 月）開催する。また、必要に応じ臨時総会を開催する。

(2) 理事会の開催

原則として年 4 回（5 月、7 月、10 月、1 月）開催し、事業計画の執行を審議するとともに本会の運営にあたる。今年度は主に作業部会からの報告を中心に協議を行う。

(3) 作業部会の開催

職種やテーマに応じた部会を随時開催し協議する。また状況に応じて他部会からの参加や複数部会の合同開催を行う。なお、広範囲での協議が必要となる案件については理事会に諮る。